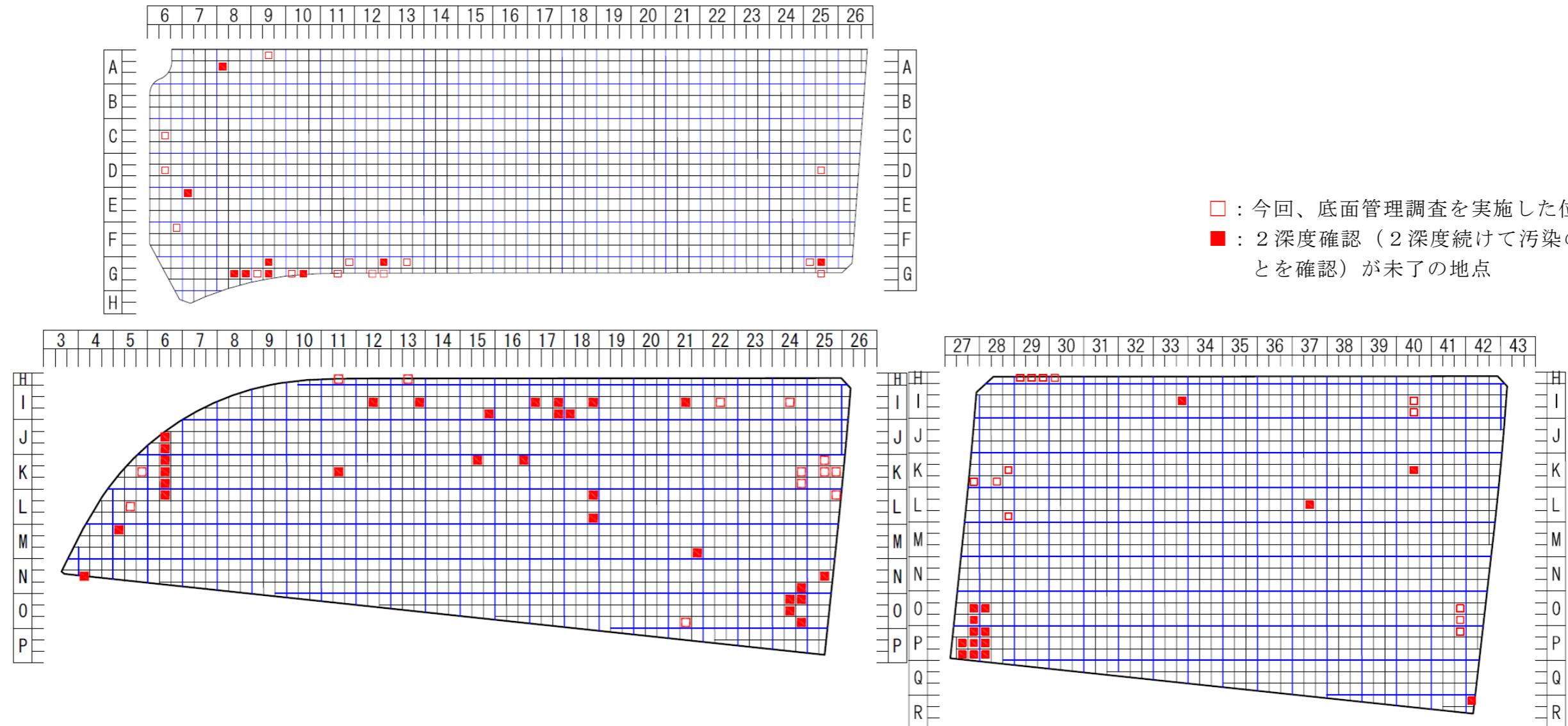


底面管理調査位置図



【底面管理調査の概要】

- 底面管理調査：不透水層付近まで汚染が達しているものについて、不透水層以下について、深さ方向で 2m（2 深度）汚染がないことを確認（以下「2 深度確認」という。）するための調査
- 今回調査を行った 93 地点のうち、
 - ・ベンゼン（24 地点）、シアノ化合物（12 地点）、鉛（含有）（5 地点）については、2 深度確認を完了（シアノ化合物のうち、L37-5 については、今後、2 深度確認を実施）
 - ・ヒ素及び鉛（溶出）については、55 地点中 53 地点で、2 深度とも基準超過を確認。調査結果から、不透水層内のヒ素、鉛（溶出）については、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日）の別紙「土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法」等に照らし、自然由来と考えられる。
- 今後の対応：以下により、調査を実施し、ガス工場操業に由来する汚染が確認された場合は、掘削除去
 - ・ベンゼン、シアノ化合物等については、2 深度確認を実施
 - ・不透水層内のヒ素、鉛（溶出）は、基本的に自然由来と判断し、2 深度分の調査のみ実施